

静 岡 市 報	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

監 査 公 表

監 査 公 表

静岡市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により平成20年8月6日に提出のあった静岡市職員措置請求について、監査した結果を同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成20年10月1日

静岡市監査委員	海 野 洋
同	戸 谷 雄 一
同	田 形 清 信
同	片 平 博 文

記

第1 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求を棄却する。

第2 請求の内容

1 請求人

静岡市葵区北番町1-7 妹尾俊雄

2 請求書の提出

平成20年8月6日

3 請求の要旨

(1) 請求の対象となる財務会計行為

平成19年8月17日付けで静岡市と有限会社建築文化研究所との間で締結した平成19年度公整委第118号駿府城天守閣建設可能性調査業務委託契約（以下「本件契約」という。）に基づき受託者有限会社建築文化研究所に委託料を支出した行為

(2) 請求対象行為が違法又は不当であることの理由

静岡市長小嶋善吉は、平成19年7月15日発行の「動き出したマニフェストー100の政策を静岡市総合計画に位置づけましたー保存版」の政策番号27において、駿府城天守閣建設の市民意向調査・アイデア募集を実施することを政策として掲げ、これを実現するため本件契約を締結し、委託料を支出したものである。

しかし、駿府城天守閣の再建については、既に平成4年に静岡市駿府城再建等駿府公園再整備基金条例（以下「本件条例」という。）が制定され、本件条例に基づき基金が積み立てられている。この基金は、駿府城天守閣建設のために設けられたものであり、駿府城天守閣の再建は、静岡市の政策として既定事項となっている。

したがって、今般、本件契約を締結し、市民意向調査を行う必要は全くなかったものであり、本件契約に基づきなされた委託料の支出は違法又は不当なものである。

(3) 請求する措置

監査委員が市長に対し、上記違法又は不当な委託料の支出による損失を填補するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成20年9月5日に請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設けるとともに、同条第7項の規定に基づき都市局都市計画部公園整備課職員を当該陳述の聴取に立ち会わせた。

陳述の要旨は、次のとおりである。

ア 本件条例の立法経緯は、平成4年11月1日発行のミニコミ誌「静岡情報」の見出しに「天守閣基金条例」との記載があるように、当初の目的は天守閣の再建という狭い範囲を想定していたところ、その後の政治的判断により駿府城等駿府公園再整備という広い範囲に目的が広がっただけである。

イ 平成2年に静岡市教育委員会が2,000万円の費用をかけ、城郭建築の第一人者である名古屋工大内藤教授の指導のもと「駿府城学術調査報告書」を作成している。この報告書は駿府城の復元図を作成することを目的とした報告書で、本件条例の制定の2年前にこのような調査を行っていることから本件条例の立法趣旨に天守閣の再建が盛り込まれていたと推察することができる。

2 関係部局職員の陳述の聴取

法第242条第7項の規定に基づき、関係部局職員の陳述を聴取した。

(1) 公園整備課職員の陳述の聴取

平成20年9月2日に、都市局都市計画部公園整備課職員から本件条例及び本件契約の内容等について陳述を聴取した。

陳述の要旨は、次のとおりである。

ア 条例制定の経緯

市民及び静岡商工会議所から駿府公園整備のための資金として合わせて1,000万円の寄附の申し入れがあったため、平成4年第5回市議会定例会に本件条例を上程し、可決制定された。

イ 条例の目的

本件条例は、駿府城の歴史的遺産の再建とこれを含めた駿府公園再整備事業の資金に1,000万円の寄付金を充てるために制定したもので、天守閣の再建を目的としたものではない。

ウ 市議会における審議状況

本件条例の制定議案の議決に当たり、平成4年第5回市議会定例会の都市整備水道委員会及び本会議の質疑において、駿府城天守閣再建を目的とするものでないことが確認されている。

エ 本件契約について

本件契約は、市長マニフェストの1項目である「駿府城天守閣建設の市民意向調査・アイデア募集」を実現するため、平成19年市議会6月定例会に補正予算計上したもので、駿府城天守閣建設可能性検討委員会へ提供する基礎資料を作成することを目的としたものである。

なお、駿府城天守閣建設可能性検討委員会は、平成20年3月26日に設置され、学識経験者、関係団体代表者及び市民による委員15人で構成されている。

(2) 文化財課職員の陳述の聴取

平成20年9月5日に、生活文化局文化スポーツ部文化財課職員から駿府城学術調査報告書の作成目的について陳述を聴取した。

陳述の要旨は、次のとおりである。

ア 駿府城学術調査報告書は、市政100周年事業の一環として、建築学的見地から記録資料を収集し、研究史料として保存していくことを目的に作成されたものである。

このことについては、平成4年第5回市議会定例会本会議における答弁がある。

第4 監査対象事項の決定

本件条例の制定により駿府城天守閣再建が既定事項となっていたかどうかを踏まえ、本件契約に基づく委託料の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを監査対象とした。

第5 事実関係の確認

監査対象事項に係る監査の結果、次の事実を確認した。

1 本件条例について

(1) 本件条例の条文中、天守閣の再建に関する記述は見当たらない。【静岡市駿府城再

建等駿府公園再整備基金条例:後掲】

(2) 本件基金条例の制定の議案が提出された平成4年第5回市議会定例会の議事録により次の事実を確認した。【参考議事録抜粋:後掲】

ア 本会議(12月1日開催)において、都市整備部長が「今回の基金条例制定の目的は天守閣再建のためではなく、駿府城の再建等駿府公園再整備事業の資金に充てるため基金を設置するもので、駿府城の歴史的遺産の再建と、これを含めた駿府公園再整備事業への寄附として受け入れていくものでございます。・・・」と答弁していた。

イ 都市整備水道委員会協議会(12月8日開催)において、駿府城天守閣再建が本件条例の目的となっているかどうかを確認する質問が再三なされ、これに対して当時の公園緑地課長が「今回の基金条例制定の目的は、天守閣再建のためでなく駿府城再建等駿府公園再整備事業の資金に申し出のあった1,000万円の寄附を充てるために基金を設置するもので、その内容は、東御門を初めとする天守台までの駿府城の歴史的遺産の再建と、これを含めた駿府公園再整備事業への寄附として受け入れていくものである。」と答弁していた。

ウ 本会議(12月11日開催)での委員長報告において、都市整備水道委員長が「・・・現時点では天守閣再建の事業計画がないので、天守閣再建のためだけに限定された寄附は受け取ることができない・・・」と報告していた。

(3) 駿府城学術調査報告書について、文化財課職員からの聴取では、市制100周年事業の一環として、建築学的見地から文献や古い絵図などの記録資料を収集し、研究史料として保存していくことを目的に、駿府城址基本調査として制作されたものであったとの回答を得たが、平成4年第5回市議会定例会本会議(11月30日開催)において同様の内容の答弁がなされたことを議事録により確認した。【参考議事録抜粋:後掲】

2 本件契約について

(1) 関係課に対する聴取及び書類調査の結果、本件契約の締結から委託料支出までの一連の事務が適正に執行され、本件契約の成果物として受託者から市に提出された調査結果が平成20年3月26日に設置された駿府城天守閣建設可能性検討委員会へ基礎資料として供されたことを確認した。

第6 監査委員の判断

以上を踏まえ、次のように判断した。

1 本件条例の制定により駿府城天守閣の再建が既定事項となっていたかどうかについて

前記確認した事実のとおり、本件条例の制定議案を審議した平成4年第5回市議会定例会の都市整備水道委員会及び本会議の質疑において、本件条例はその目的に駿府城天守閣再建を含まないものであることが明確に確認された上で、制定議案は可決、成立し

ていることから、本件条例の制定により駿府城天守閣再建が既定事項となっていたものとは認められない。

2 本件契約に基づく委託料の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか否かについて

請求人は、本件条例の制定により駿府城天守閣の再建が既定事項となっていたと主張し、これを前提として、本件契約に基づく委託料支出の違法・不当を主張するが、前述のとおり駿府城天守閣再建が既定事項となっていたとは認められず、また、本件契約に係る一連の事務は適正に実施されていることから、本件契約に基づく委託料の支出に何ら違法又は不当な点は認められない。

3 社会・経済状況は日々変化しており、また、地方分権、市町村合併、住民の市政への参画など地方自治体をとりまく環境は大きく変化している。こうした状況において、住民の視点に立った的確な政策を執るためには、事業の推進に当たって、住民ニーズを把握し、財政状況、将来に向けての投資効果等、幅広く調査・検討することが不可欠である。本件契約により市民の意向等を調査したことは、行政の対応として不必要なものではなかったと考える。

第7 結論

以上のとおり、本件請求については、本件契約に基づく委託料支出に何ら違法又は不当な点はなく、請求人の主張には理由がないと認められるので、「第1 監査の結果」のとおり決定する。

静岡市駿府城再建等駿府公園再整備基金条例

平成15年4月1日

条 例 第 95 号

(設置)

第1条 駿府城の再建等駿府公園再整備事業(以下「事業」という。)の資金の財源に充てるため、静岡市駿府城再建等駿府公園再整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とする。

- (1) 事業を推進するための寄附金
- (2) 予算の定めるところにより、基金として積み立てる金額
- (3) 第4条の規定により基金に編入する金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、静岡市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の静岡市駿府城再建等駿府公園再整備基金条例(平成4年静岡市条例第62号)の規定により積み立てられた現金は、この条例により積み立てられた基金とみなす。

参考議事録抜粋

1 都市整備水道委員会協議会（平成4年第5回静岡市議会定例会）

	<p>【平成4年12月8日都市整備水道委員会協議会】</p> <p>出席委員8名(欠席委員なし)</p> <p>その他：都市整備部長、同次長、部技監、公園緑地課長他</p> <p><会議に付した事件></p> <p>4 第153号議案 静岡市駿府城再建等駿府公園再整備基金条例の制定について</p> <p>5 静岡市駿府城再建等駿府公園再整備基金条例の制定に関する第153号議案の撤回を求める陳情</p> <p>○ 議案審議</p>
P788 植田委員 (質問)	<p>第153号議案について先ほどの陳述者は、天守閣再建準備委員会が進めている基金がまず元にあって、その後にこの条例があるのではないかと語っている。ですから、天守閣の寄附金の受け皿としてできているのではないかと強調されているが、この条例の制定の目的を明確にお答え願いたい。</p>
P789 公園緑地課長 (答弁)	<p>今回の基金条例制定の目的は、天守閣再建のためでなく駿府城再建等駿府公園再整備事業の資金に1,000万円の寄附を充てるために基金を設置するもので、その内容は、東御門を初めとする天守台までの駿府城の歴史的遺産の再建と、これを含めた駿府公園再整備事業への寄附として受け入れていくものである。したがって、現時点では天守閣再建の事業計画が無いので、天守閣再建のためだけに限定された寄附として受け取ることはできない。</p>
P791 公園緑地課長 (答弁)	<p>条例制定の動機について説明したい。</p> <p>天守閣再建に寄せる20万人余りの多くの市民から陳情があり、平成3年9月議会においてこの陳情が議会採択された。それに呼応して市民団体の天守閣再建のための募金活動が始まり、この間駿府公園再整備事業に1,000万円の寄附があった。今回の基金条例の目的は、天守閣再建のためでなく駿府城再建等駿府公園再整備事業の資金に1,000万円の寄附を当てるために基金を設置するもので、その内容は、東御門を初めとする天守台までの駿府城の歴史的遺産の再建と、これを含めた駿府公園再整備事業への寄附として受け入れていくものである。また、市民運動の募金については、この基金の趣旨をご理解いただいたものについてのみ受け入れていくよう考えている。</p>

	<p>次に基金条例の2条に「事業のために予算を定める額を積み立てる。」、これは、1,000万円の寄付金を積み立てていくということで、市が新たに予算を積み立てていくものではなく利息です。</p> <p>妹尾さんの500万円のいきさつですが、妹尾さんは募金活動の責任者です。妹尾氏は駿府城天守閣のつもりでしたが、私たちは、天守閣では受けられないが駿府公園再整備事業なら受け取りますと言ったら、それで結構ですよということでした。</p>
P791 服部委員 (質問)	<p>この条例を制定する動機ですが、瓦一枚運動があって、そこで集めた金の処理、この受け皿としてこの条例が作られた動機になったことは間違いないと思う。9月議会で伊東議員、青嶋議員が瓦一枚運動について質問し、その中で市長は「市民募金の受け皿として基金条例をつくることを検討する。」と明言している。つまり、天守閣を建設しようという瓦一枚運動の寄附金の受け皿としてこの条例を考えついたということが動機ではないか。</p>
P792 公園緑地課長 (答弁)	<p>今回制定する基金は、既に寄附をいただいている1,000万円を駿府公園再整備事業に充てるために設置する。また、現在準備委員会で募集している寄附金は、本条例の趣旨に賛同していただけるものについて、駿府城再建等駿府公園再整備事業に充てるための受け皿とする、この2つです。</p>
P792 服部委員 (質問)	<p>天守閣が条例に組み入れない理由は何か。</p>
P792 公園緑地課長 (答弁)	<p>駿府公園の基本構想に天守閣は入っていない。基金は目的の無いものには設けることができないので、最初から除いている。</p>

2 市議会本会議（平成4年第5回静岡市議会定例会）

	<p>第153号議案 静岡市駿府城再建等駿府公園再整備基金条例の制定について議案提案されている。</p> <p>【平成4年11月30日 一般質問】 出席議員48名(欠席議員なし)</p>
P59 滝議員 (質問)	<p>・・・また、この内藤氏の学術調査研究報告書が重要な役割を持つわけでありましたが、内藤氏は各地で天守閣の再建の提案をしている建築学者であります。城の再建を考えている首長一町長や市長はこの人に頼むのです。この内藤氏に報告書を書かせたということ自身、市当局が天守閣再建を意識していたのではないかと考えられます。・・・</p>
P61 社会教育部長 (答弁)	<p>内藤教授に調査を依頼したことについてのご質問でございます。 駿府城址基本調査ということで、静岡市市制100周年の事業の一環といたしまして、建築学的見地から文献や古い絵図などの記録史料を収集し、研究史料として保存していくことを目的に進められたということでございます。</p> <p>【平成4年12月1日 一般質問】 出席議員47名(欠席議員1名)</p>
P91 松谷議員 (質問)	<p>・・・2つ目に、7月に再建準備委員会の代表の妹尾氏から500万円の寄附をいただいたわけですが、結局、議案説明会では、これは「駿府城再建等」という、その「等」の中の天守閣を含まない部分に寄附をしていただいたというふうに、本人もそれを了解したというふうに言っておられるんですが、本当にそうなのかどうか。・・・</p>
P94 都市整備部長 (答弁)	<p>まず、第1点でございますが、妹尾俊雄氏からの寄附金につきまして、駿府公園再整備事業ということで受け取っておるのかというお尋ねでございますが、妹尾氏からの寄附金につきましては、駿府公園再整備事業への寄附金ということで受け取っております。</p>
P143 山田議員 (質問)	<p>基金条例につきましては、議案説明の場でも、また本会議の一般質問の場でも論議の的となっておりますが、市内の一個人、一団体からの市に対する寄附金1,000万円を基金として運用するということではありますが、これ</p>

	<p>はたびたび出ておりますが、駿府公園再整備に役立てるものと解釈をしてよろしいのか、これがまず第1点であります。</p> <p>次に、第2点として、この基金は天守閣の再建をするための基金ではないと解釈をしておりますが、それでよいのかどうか、お答えをいただきたいと思えます。</p>
<p>P143 都市整備部長 (答弁)</p>	<p>まず第1点でございますが、1,000万円の寄附金につきまして、駿府公園再整備事業に使えると解釈してよろしいかというお尋ねでございます。これにつきましては、現在進めております駿府公園再整備事業への寄付金としていただきました。1,000万円につきましては寄附者の趣旨に沿って、駿府公園再整備事業に役立たせていただきたいと思っております。</p> <p>次に、2点目でございますが、天守閣再建のための基金条例の制定でないと考えるかというお尋ねでございます。今回の基金条例制定の目的は天守閣再建のためではなく、駿府城の再建等駿府公園再整備事業の資金に充てるため基金を設置するもので、駿府城の歴史的遺産の再建と、これを含めた駿府公園再整備事業への寄附として受け入れていくものでございます。</p> <p>【平成4年12月2日 一般質問・議案質疑】 出席議員47名(欠席議員1名)</p>
<p>P203 尾焼津議員 (質疑)</p>	<p>昨日も自民党の山田議員から、基金は公園の再整備のみにしか使わないのかという問いに対して、部長は、基金は公園の再整備のみに使うんだと、そのとおりだと、こういう答えをいたしました。さらに天守閣には使わないと、こういうふうに明確に答えられました。・・・であるならば、どうして153号議案のタイトルが静岡市駿府城再建等駿府公園再整備基金条例ということにしたのか。当然、再整備のみであるならば、駿府城再建等という言葉はこれ私は削除すべきだと。そうして、すっきりした形でもって提案をするならば、こういうふうにすべきだと思うんですが、これについての考えを教えてください。</p>
<p>P203 都市整備部長 (答弁)</p>	<p>・次に、「駿府城再建等」をはずしたらどうかというお尋ねでございます。ご案内のように駿府公園につきましては、総面積が17.8ヘクタールでございます。中堀以内駿府城、いわゆる駿府公園全部がいわば駿府城址でございます。こういった中から駿府公園の再整備計画は即、先ほど来申</p>

P239 若林議員 (報告)	<p>上げております駿府城址ということで、公園計画とラップしております。先ほど来申しておりますように、この再整備事業の目的をはっきり明示したいと。歴史を中心に再整備するという、はっきりさせるということで基金の目的に明示をさせていただいたということでございます。</p> <p>【平成4年12月11日 委員長報告・討論・質疑・採決等】 出席議員47名(欠席議員1名)</p> <p>(都市整備水道委員長報告)</p> <p>・・・それらの寄付に対する受け入れについては、現時点では天守閣の再建の事業計画がないので、天守閣再建のためだけに限定された寄附は受け取ることはできないが、本条例の趣旨を理解され基金として積み立ててもよいという寄附を受け取りたいとの答弁がありました。</p> <p>・・・まず、本条例の制定目的及び天守閣再建募金との関連について質問があり、今回の基金条例の目的は、駿府城再建等駿府公園再整備事業の資金に1,000万円の寄附を充てるために基金を設置するもので、その内容は東御門を初めとする天守台までの駿府城の歴史的遺産の再建とこれを含めた駿府公園再整備事業への寄附金として受け入れていくものである。・・・との答弁がありました。</p> <p>・・・また、商工会議所から500万円、妹尾氏の500万円、計1,000万円を基金として積み立てるということであるが、寄附の趣旨をどの程度理解された上の寄附であるかとの質問に、商工会議所は駿府公園に桜の木を植えるための指定寄附であり、妹尾氏は当初、駿府城天守閣の寄附を希望していたが、天守閣建設計画がないので駿府公園再整備事業への寄附となったとの答弁がありました。</p>
----------------------	---